

第6節 公害紛争の処理及び環境事犯の取締り

1 公害に関する苦情

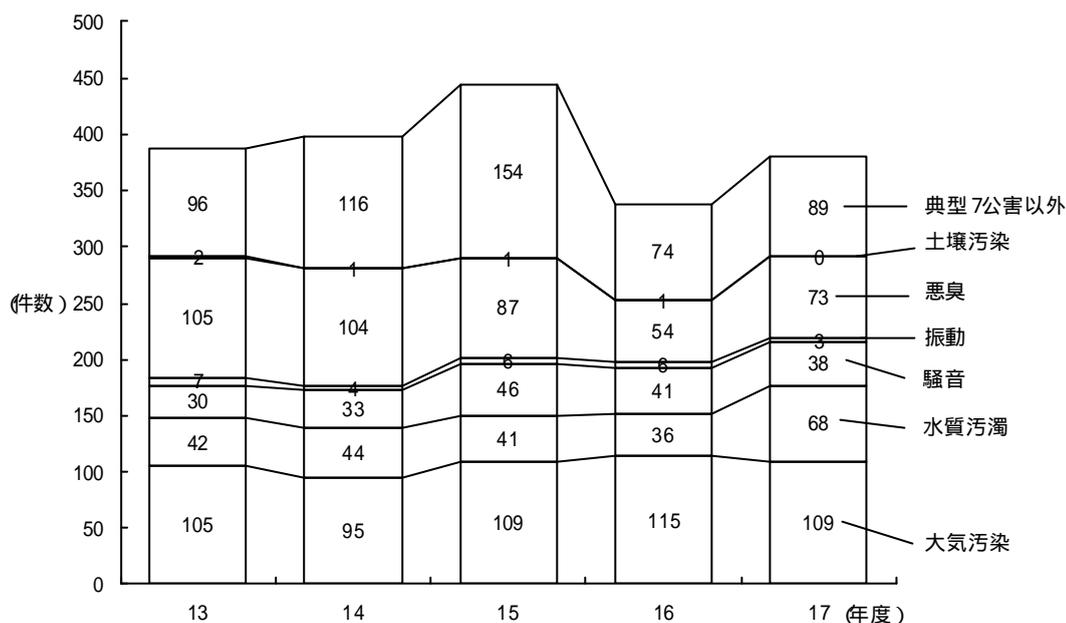
(1) 公害苦情の概要

平成17年度に県及び市町村が新規に受付した公害苦情件数は380件で、16年度より53件(16.2%)増加しました。

公害苦情件数を典型7公害(大気汚染、

水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に係るものと典型7公害以外(廃棄物投棄、その他)に係るものとに分けてみると、典型7公害の苦情は291件で前年度に比べて38件(15.0%)増加しました。また、典型7公害以外の苦情は89件で前年度に比べて15件(20.3%)増加しました(図54)。

図54 公害苦情の種類別件数の推移

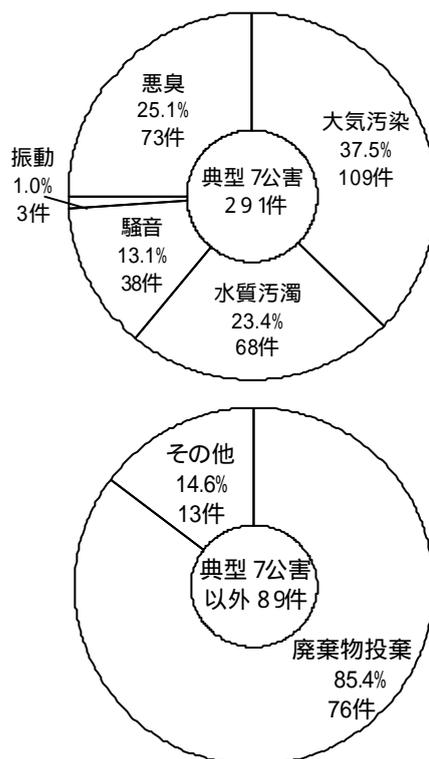


(2) 種類別公害苦情件数

典型7公害の苦情件数を種類別にみると、平成17年度は大気汚染が109件(典型7公害苦情件数の37.5%)と最も多く、次いで悪臭が73件(同25.1%)、水質が68件(同23.4%)、騒音が38件(同13.1%)、振動が3件(同1.0%)となっています。

典型7公害以外の苦情件数を種類別にみると、平成17年度は廃棄物投棄が76件(典型7公害以外の苦情件数の85.4%)と最も多くなっています(図55)

図55 公害苦情件数内訳(平成17年度)



(3) 発生源別公害苦情件数

苦情件数を発生源別にみると、平成 17 年度は廃棄物投棄の 76 件（全公害苦情件数の 20.0%）、焼却（野焼き）67 件（同 17.6%）、流出・漏洩 64 件（同 16.8%）などが多くなっています。

また、会社、事業所における典型 7 公害に係る苦情と発生源の関係では、大気汚染については製造業が、悪臭については農業が、原因の多くを占める傾向が見られます（表 72）。

表 72 種類・発生源別苦情件数（平成 17 年度）

公害	典型 7 公害							典型 7 公害以外の公			合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	小計	廃棄物投棄	その他	小計	
発生源業種											
農業	4	4	0	0	11	0	19	0	0	0	19
林業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	4	0	9	2	0	0	15	4	0	4	19
製造業	10	8	4	0	7	0	29	3	0	3	32
電気・ガス熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2
卸売・小売業	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0	3
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	0	3	1	0	8	0	12	1	0	1	13
医療・福祉	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	2
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス事業	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
サービス業	2	2	3	0	0	0	7	1	0	1	8
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
分類不能の産業	0	1	1	0	1	0	3	0	0	0	3
合計	21	19	22	2	29	0	93	9	2	11	104

発生源が「会社・事業所」の苦情が対象

(4) 公害苦情の処理状況

公害苦情の処理については、現地調査等により、発生源に対して公害防止施設の設置及び改善、原因物質の撤去・回収・除去等の措置を講じさせるなどして、その解決に努めています。

平成 17 年度の苦情の処理率（受付した苦情から他へ移送された苦情件数を除いた件数のうち、直接処理された苦情件数の割合）は 94.2%でした（表 73）

表 73 公害苦情処理状況（平成 17 年度）

(単位:件)

受付件数		処理件数			
新規受付	前年度から繰越	直接処理	他へ移送	その他	翌年度繰越
380	13	359	12	3	19

(5) 公害苦情相談員の設置状況

県及び市町付において公害苦情処理に関する事務を担当する公害苦情相談員等の設置状況は表 74 のとおりです。

表 74 公害苦情相談員の設置状況（平成 17 年度）

区分	公害苦情相談員		その他		合計
	専任	兼任	専任	兼任	
市町村	0人	19人	3人	85人	107人
県	0人	11人	0人	36人	47人
合計	0人	30人	3人	121人	154人

(注)公害苦情相談員：公害紛争処理法（昭 45 法律 108）第 49 条第 2 項の規定に基づき、知事や市町村長が苦情の処理等の事務を行わせるために置いている職員。

(6) 警察における公害苦情処理状況

県内各警察署で受理した平成 17 年度の公害苦情受付件数は 301 件で、前年より 49 件増加しました。

態様別では、例年騒音苦情が最も多く、平成 17 年度の件数は 231 件で全体の約 77%を占めており、次いで廃棄物 26 件、悪臭 12 件などとなっています。

騒音の発生源は、道路、広場等での人声や車両音が最も多く、次いで飲食店等でのカラオケの音響機音となっています。

これらの公害苦情に対する処理状況は、警告・指導が 238 件で全体の約 79%を占め、その他は、行為者不明等の理由による措置不能 37 件などとなっています。

また、廃棄物に関する苦情のうち、悪質と判断した 6 件は事件として検挙しています。

公害苦情処理状況の内訳は表 75 のとおりです。

表 75 警察における公害苦情処理状況(平成 17 年)

処理状況	悪種別										平成 16年	増減
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	悪臭	廃棄 物	その 他	合計	平成 16年		
話し解決				4			1		5	1	4	
警告	3	4	6	194	8	10	10	3	238	219	19	
検挙							6		6	2	4	
措置不能		2		31		1	3		37	26	11	
検討中				1			4	1	6		6	
他機関通報		4		1		1	2	1	9	4	5	
合計	3	10	6	231	8	12	26	5	301	252	49	
平成16年		9	1	222	4	3	12	1	252			
増減	3	1	5	9	4	9	14	4	49			

2 公害に関する紛争の処理

公害に係る紛争については、民事訴訟による司法的解決とは別に、紛争を迅速かつ適切に解決するため公害紛争処理制度が設けられています。

昭和 45 年 6 月に制定された公害紛争処理法に基づき、国においては公害等調整委員会が裁定、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県においては公害審査会があっせん、調停及び仲裁を行います。

本県においては、昭和 45 年 11 月に秋田県公害紛争処理条例が施行され、秋田県公害審査会が設置されています。平成 17 年度は、係属事件はありませんでした。

3 環境事犯の取締り

(1) 取締りの重点

警察では、県民の生活環境を破壊し、日常生活と健康を脅かしている悪質な環境犯罪を未然に防止するとともに、悪質な違反者を摘発するため、

特に

廃棄物の不適正処理事犯

自然環境を破壊する事犯

生活環境を侵害する事犯

の違反に重点を置いて、強力な取締りを推進しました。

(2) 事件検挙状況

平成 17 年度の環境事犯に関する事件の検挙総件数は 212 件で、前年に比較して 5 件減少しました。

そのうち、ゴミの不法投棄や不法焼却を禁止している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」の検挙は 191 件あり、検挙総件数に対する割合は約 90%を占めていました。

その他には、魚介類の不法採捕を禁止した「漁業法」、砂利の採取等による河川の形状変更等を禁止した「河川法」、植物の盗伐等を禁止した「森林法」「自然公園法」等の違反を検挙しています。

平成 17 年度の検挙状況は表 76 のとおりです。

表 76 環境事犯の検挙状況(平成 17 年)

法令別	年別		
	平成17年 (件)	平成16年 (件)	増減 (件)
合計	212	217	5
廃棄物処理法違反	191	206	15
漁業法違反	11	6	5
河川法違反	3	1	2
森林法違反	5	3	2
自然公園法違反	1	1	0
砂防法違反	1		1